

6 海を身近に

普段海と関わりの少ない方々などに海に親んでもらうことにより、漁業や漁村の活性化を図るため、京都府では海業を推進しています。

海業の代表的なものとして、**体験漁業**があります。京都府内では、主に漁協や水産会社などの漁業者の団体が、商工観光業者等と連携しながら体験漁業に取り組んでいます。

沿岸部では船釣りなどの遊漁も盛んに行われており、事業者は安全で楽しい遊漁が提供できるよう努めています。



保育園児による地曳網漁業体験（舞鶴市）



遊漁船事業者のための安全啓発講習会

主な体験漁業等の内容と実施地区

体験の内容	実施地区	窓口となる京都府漁業協同組合の支所等および連絡先
定置網体験 (または見学)	宮津市大島	養老支所：☎0772-28-0326
	舞鶴市野原	大浦支所：☎0773-67-0706
	京丹後市久美浜町	湊支所：☎0772-83-0006
地びき網	舞鶴市小橋	大浦支所：☎0773-67-0706
	宮津市(田井、江尻)	宮津支所：☎0772-22-2668
	宮津市大島	養老支所：☎0772-28-0326
	京丹後市丹後町	京丹後市観光協会丹後町支部：☎0772-75-0437
釣り	京丹後市久美浜町	湊支所：☎0772-83-0006
干物づくり体験	舞鶴市野原	大浦支所：☎0773-67-0706
船釣り遊漁	舞鶴市～京丹後市	京都釣船業協同組合：☎090-4561-4408

また、近年**漁村の景観や周辺の自然自体**が一つの資源として見直されるようになってきました。漁村の景観を楽しみながらの食事や、自然の景観を船に乗って見てまわる取組が活発になっています。



←伊根湾を巡る海上タクシー（伊根）



←漁港の景色を楽しみながら食事ができる「漁港めし」（蒲入）



※海業：海や漁村を舞台にした文化、教育、スポーツ、レクリエーション等に関連した事業の全てを含めた新しい産業、経済活動のこと。

京都府の沿岸地域では、漁場環境を改善するため、漁業者による海底清掃や地元小中学生による海浜清掃が行われています。

また、藻場の保全や修復のために、ウニの除去や母藻の設置などの取組が地元漁業者らによって積極的に進められています。さらに、海洋センターと府立海洋高校が連携して、阿蘇海のアマモ場の復活を目指した取組も行っています。



地元中学生による海浜清掃



高校生と小学生のアマモ移植作業

7 京都府の河川と漁業

河川や池などの淡水域における漁業を内水面漁業といいます。京都府では16の漁業協同組合（漁協）が内水面漁業を行っています（平成25年9月現在）。

(1) 京都府の河川

京都府の河川は丹波山地を分水嶺（ぶんすいれい）として、大阪湾に流入する淀川水系と日本海へ流入する由良川水系との2大水系に分かれています。これら両水系の上流にはマス類、中流にはアユ、下流にはコイ、フナ、はえ（オイカワ、カワムツ）、ウナギなどが生息しています。

(2) 内水面漁業と遊漁

桂川の献上アユ、鴨川のごり（カワヨシノボリ）、宇治川のはえじゃこなど、京都府の河川で獲れる魚は昔から人々に親しまれています。

アユ釣りの好漁場として、淀川水系の桂川、鴨川、宇治川、木津川、由良川水系の由良川、土師川、牧川、上林川、そして日本海に注ぐ竹野川や宇川があります。

また、一部の地域では、マス類やコイなどの養殖業も行われています。



京都府の主な河川



内水面漁業の様子



養殖場の様子と養殖魚（マス類）

京都府内のほとんどの河川には**漁業権**が設定されており、漁業者(漁協組合員)以外の方が魚などを獲ることは禁止されています。また、漁業者においても、**採捕の禁止されている期間**や**区域**を守り、**体長の制限**、**漁具漁法の制限・禁止**、さらには**外来魚を放流しない**といった規則に従う必要があります。

河川の遊漁に関しては、「**遊漁承認証**」を購入すれば一般の方も魚などを採捕できます(※遊漁で使用できる漁具・漁法は漁業協同組合によって異なります)。特に夏には、遊漁者が河川でアユ釣りを楽しむ姿をよくみかけます。



川に入りアユ釣りを楽しむ姿



地元漁協によるアユ友釣り初心者教室

(3) 魚を守る取組

魚道の設置

アユやマス類など海から川をそ上してくる魚が自然にそ上できるように、堰(せき)などに魚の通り道(**魚道**)を設置する活動が、漁業者と一般市民等によって行われています。



魚道を設置する様子



堰に設置された魚道(京都市鴨川)

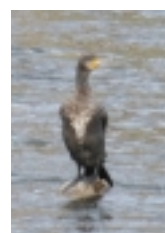
カワウの食害対策

近年、カワウなど魚を食べる鳥の生息数が増加しています。

漁場環境を保全するため、漁業者等によるカワウの生息数の調査や、河川にテグスを張ってカワウが入りにくくするなどの対策がとられています。



テグスを張った河川



カワウ

外来魚対策

ブラックバスやブルーギルなどの**外来魚**（元々日本にいなかった海外の魚）は、魚卵や稚魚を大量に食べるため、**在来種**（元々日本にすんでいた生物）の数が減ったり、絶滅する恐れがあります。そのため、これらの外来魚の駆除活動が実施されています。



外来魚の駆除作業



駆除された外来魚

コイヘルペスウイルス病のまん延防止

コイヘルペスウイルス病は、マゴイとニシキゴイだけに感染する死亡率が高い病気です。感染魚との接触や飼育水を介して病気が広がるため、**コイを川へ捨てたり、川で捕まえたコイを他の河川や池に移動させたりする行為は禁止**されています。

もし、コイの大量死を確認された場合は、最寄りの広域振興局農林商工部もしくは水産課まで連絡をお願いします。

8

水産関係機関

京都府農林水産部水産課

〒602-8570 京都市上京区下立売通り
☎075-414-4992

<http://www.pref.kyoto.jp/soshiki/118/index.html>

京都府の水産業を振興するため、各種事業の企画・調整を行っています。

京都府水産事務所

〒626-0041 宮津市字鶴賀
☎0772-22-3288

<http://www.pref.kyoto.jp/suiji/>

京都府の水産業を振興するため、漁港・漁場や漁業施設の整備、漁業秩序の維持確立、漁協指導、水産業改良普及活動などを行っています。

京都府立海洋高等学校

〒626-0074 宮津市字上司
☎0772-25-0331

<http://www.kyoto-be.ne.jp/kaiyou-hs/>

明治32年5月に開所された京都府水産講習所を源としています。歴史は移り変わってきましたが、その時代の水産界を担い支える人材の育成をめざしています。



海洋高校生とのウニ除去活動（舞鶴市）

実習船 かいよう（19t）



実習船 みずなぎ（185t）



京都海区漁業調整委員会

（京都府水産事務所内）

<http://www.pref.kyoto.jp/suiji/12400025.html>

10名の委員で構成された行政委員会です。漁業生産力の発展と漁業の民主化のため諸課題に取り組んでいます。

京都府内水面漁場管理委員会

（京都府水産課内）

<http://www.pref.kyoto.jp/naisuimen/index.html>

10名の委員で構成された行政委員会です。内水面（河川・湖沼）における水産動植物の採捕及び増殖に関する事項を処理しています。